カレーリーフの移動検査

カレーリーフ（和名：オオバゲッキツ）は、インド南部やスリランカでは、その葉がカレーに欠かせない香辛料として利用されているミカン科の植物です。国内では、沖縄本島や石垣島などで栽培されています。

カレーリーフには、ミカンキジラミという害虫が寄生します。この虫は、徳之島以南の南西諸島でかんきつ類に被害を及ぼしているカンキツグリーニング病（ＣＧ：かんきつ類の細菌病で、感染樹は葉や果実が小さくなり、やがて衰弱して枯れてしまいます。）を伝染させます。カレーリーフ自体にはＣＧは感染しないのですが、菌を保毒したキジラミがカレーリーフとともに病気の未発生地域に運ばれ、病気をまん延させる可能性があります。そのため、この害虫が付着していないことを植物防疫所の検査で確認したものでなければ、ＣＧの発生地域から持ち出すことはできません。

カレーリーフは、昨年から沖縄県外に出荷する目的で検査申請されるようになり、平成24年には41件（葉32.9kg、苗12本）が検査に合格し、本土のエスニック料理店などに出荷されました。ことしは既に86件（葉44.1kg、苗14本）の移動検査を実施しました。検査の日には、その日収穫された葉がその日のうちに持ち込まれるため、カレーとかんきつを合わせたような独特な芳香が所内中に漂います。

（那覇植物防疫事務所　輸出及び国内検疫担当）

おしらせ

移動禁止植物等に関する広報強化週間について

沖縄・奄美・小笠原などから本土に持ち込みが制限されている植物等があります。

農林水産省植物防疫所では、サツマイモなどの農作物に大きな被害を与える病害虫が発生している地域からこれらの病害虫やその寄生植物等が持ち出されないように、また、未発生地域においては、これらが持ち込まれることのないように、空港や港において広報活動・取締りを行っています。

さらに、広く国民の皆様に理解していただくため、毎年３回の広報強化をもうけて重点的に広報活動を行っています。病害虫のまん延防止のため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成25年度植物等の移動規制に関する広報強化週間

第1回　平成25年4月22日～4月26日
第2回　平成25年7月8日～7月12日
第3回　平成25年12月9日～12月13日

◎発行編集担当
農林水産省　神戸植物防疫所　調整指導官
TEL：078−331−2386
植物防疫所ホームページ　http://www.maff.go.jp/pps/
〒650−0042　兵庫県神戸市中央区波止場町１－１
神戸第２地方合同庁舎内

植物防疫所
『植物防疫情報』
No.10

http://www.maff.go.jp/pps/

発行所：農林水産省神戸植物防疫所
〒650−0042　兵庫県神戸市中央区波止場町1−1
神戸第2地方合同庁舎内
ISSN　2186−1625

平成25年8月14日現在

植物検疫に関する各種情報を掲載しています。
また、ホームページ（http://www.maff.go.jp/pps/）では、法令改正や輸出入植物検疫に関する詳細な情報を掲載しております。

［法令改正関係情報］

- **「ブラジル産マンゴウ生果実に関する植物検疫実施細則」の一部が改正されました（平成25年8月7日）**

［植物検疫関係情報］

- **【輸出】「Prunus属栽植用植物に関する韓国の輸入制限措置について」を掲載しました（平成25年8月14日）**
- **【輸出】台湾向け生果実登録選果こん包施設一覧（平成25年産もも・すもも）を掲載しました（平成25年4月24日）**
- **平成25年度移動規制広報用ポスター・リーフレットを掲載しました（平成25年7月25日）**
- **平成25年7月22日に消費・安全局植物防疫課が「輸入植物検疫の見直し」に関するパブリックコメントの募集を開始しました（平成25年7月22日）**
- **植物検疫制度の見直し（第3次）に向けての情報を掲載しました（平成25年6月4日）**

目　次

＊法令改正、植物検疫関係情報（植物防疫所ホームページ掲載情報）－平成25年8月14日－
＊特集記事：平成24年輸出入植物検疫概況（全国）……1～3
＊輸入検査で発見される検疫有害動植物 － *Frankliniella panamensis* －……4
＊各地の植物検疫情報
・「子ども霞が関見学デー」での植物検疫の広報活動……5
・夏休み親子体験セミナーを開催……5
・パキスタン産条件付きマンゴウ（チョウサ産）生果実初輸入－関西空港－……6
・国際植物防疫条約における植物検疫処理に関する技術パネル会議の開催……6
・カレーリーフの移動検査……7
＊植物防疫所からのお知らせ……7

農林水産省

平成24年輸出入植物検疫概況（全国）

輸入

平成24年に貨物で輸入された植物の検査数量は、栽培用苗・球根類約9.2億個（前年比105%）、栽培用種子約2.4万t（同110%）、切り花約23億本（同105%）、生果実・野菜約291万t（同105%）、穀類・豆類約2,826万t（同99%）、嗜好香辛料・飼料等約943万t（同102%）、木材約447㎥（同95%）でした。

平成19年以降、野菜・生果実で一時的な減少は見られるものの増加が目立っています（図1）。

図1　植物の種類別輸入検査数量（貨物）の推移

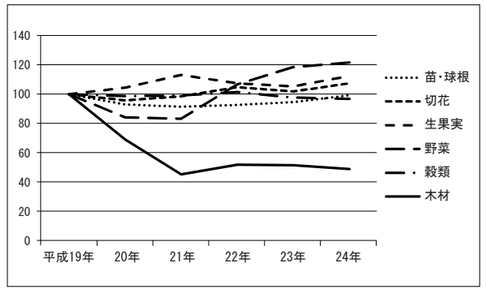

また、貨物の輸入検査件数は約70万件で前年に比べて約8千件増加しました。平成19年は約73万件で、20年から24年までは70万件前後で推移しています（図2）。

次に、植物の種類別の輸入検査状況を紹介します。

図2　植物の種類別輸入検査件数（貨物）の推移

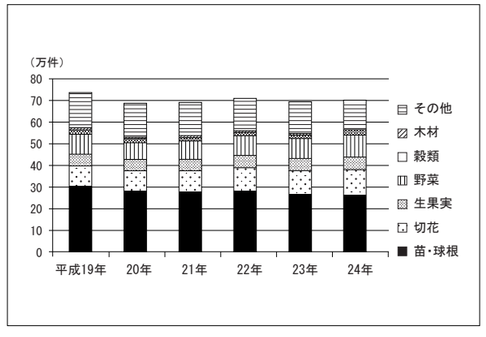

●種苗類

検査数量は、栽培用苗約4.3億個（対前年比105%）、栽植用球根約4.8億個（同105%）、栽培用種子約2.4万t（同110%）でした。

平成19年と比較すると、苗類は107%、球根類は94%、種子は104%でした。

輸入された主な品目は、苗類では中国産キク挿し穂苗、スペイン産カーネーション苗、球根類ではオランダ産チューリップ、ユリ、種子ではオーストラリア産セイヨウチャヒキ（牧草）種子でした。

輸入検査では、フランス産テンサイ種子などから重要病害であるテンサイさび病菌（*Uromyces betae*）が発見されています。

●切花類

検査数量は、約23億本で、中国、マレーシア、コロンビア、タイなどから輸入されています。

輸入の多い品目は、ヒサカキ（約5.2億本）、サカキ（約4.6億本）、カーネーション（約3.5億本）、キク（約3.2億本）で、これら4品目で全体の約70%を占めています。

平成19年と比較すると107%と緩やかに増加しており、特にカーネーション（同年比160%）及びキク（同157%）の増加が目立っています。

輸入検査で発見される病害虫は、アザミウマ、アブラムシ、コナカイガラムシなどが多く、重要害虫であるツマジロクサヨトウ（*Spodoptera frugiperda*）、ガハニコナカイガラムシ（*Pseudococcus calceolariae*）なども発見されています。

●青果物

検査数量は、生果実約188万t、野菜約103万tです。主として、中国、フィリピン、米国、メキシコ及びニュージーランドから輸入されています。平成19年と比較すると、生果実は112%、野菜は122%と増加しています。

輸入検査の結果、米国産コリアンダー茎葉などからジュウイチホシウリハムシ（*Diabrotica undecimpunctata*）、米国産セロリ茎葉などから*Liriomyza langei*、ペルー産アスパラガスからニセアメリカタバコガ（*Heliothis virescens*）など重要害虫が発見されています。

●穀類・豆類、その他植物（乾物）

検査数量は、穀類約2,521万t、豆類約306万t、嗜好香辛料約66万t、油料・肥飼料約877万tです。平成19年と比較すると、豆類は68%に減少しましたが、それ以外の種類品目では大きな変化はありません。

条件付き輸入解禁植物では米国産及びカナダ産乾牧草、中国産イネワラが輸入されています。条件付き以外の米国産乾牧草から輸入禁止品であるオオムギ属茎葉などが発見されています。

●木材

検査数量は、約447万㎥です。平成19年と比較して北洋材（ロシア材）及び南洋材の輸入量が減少しています。（図3）。特に、北洋材の減少が目立っており、この要因としては、原木（丸太）に係る輸出関税の影響により製材での輸入に移行していることが挙げられます。

輸入検査で発見される害虫には日本未分布の害虫も多く、北米産マツ属から特定重要害虫であるアメリカマツノキクイムシ（*Dendroctonus ponderosae*）が発見されています。

図3　輸入木材検査数量の推移（単位　千m3）

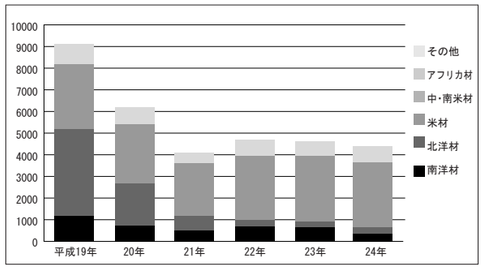

輸出

平成24年に貨物で輸出された植物の輸出検査数量は、栽培用苗・球根約1,030万個、栽培用種子約0.2万t、切花類約14万本、生果物・野菜約1.6万t、穀類・豆類など約20.9万t、し好香辛料・飼料など約3.4万t、木材約17万㎥です。平成19年以降の推移をみると、切花類、生果実及び野菜は減少傾向で、木材は増加しています（表）。

これを検査件数でみると、全種類合計で約3.8万件で平成22年だけが約6千件程度多かった他は、ほぼ同じ水準で推移しています（図4）。

図4　植物の種類別輸出検査件数（貨物）の推移

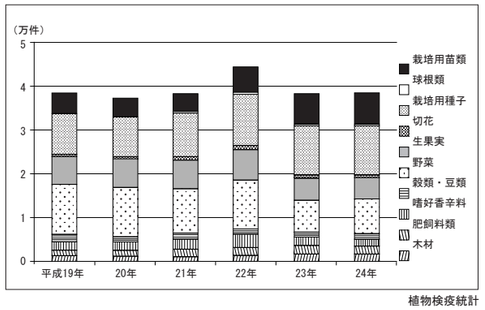

植物検疫統計

表　植物の種類別輸出検査数量（貨物）の推移　　植物検疫統計

種　類	（単位）	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
栽培用苗類	（万個）	1,362	2,509	1,285	1,234	836	983
球根類	（万個）	111	147	125	127	119	47
栽培用種子	（万ｔ）	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2	0.2
切　花	（万個）	32	31	27	22	14	14
生果実	（万ｔ）	2.8	2.7	2.3	2.2	1.8	1.1
野　菜	（万ｔ）	1.4	1.2	0.9	0.6	0.6	0.5
穀類・豆類	（万ｔ）	19.6	15.9	23.4	22.8	15.0	20.9
嗜好香辛料	（万ｔ）	0.9	1.0	1.2	1.2	0.6	0.6
肥飼料類	（万ｔ）	1.6	3.4	1.8	3.2	6.3	2.8
木　材	（万m3）	10	7	9	24	11	17
合　計	（万個）	1,505	2,686	1,437	1,383	969	1,044
	（万ｔ）	26.5	24.3	29.7	30.1	24.5	26.1
	（万m3）	10	7	9	24	11	17

次に、植物の種類別の輸出検査状況を紹介します。

●種苗類(輸出先110か国・地域)

種苗類の検査数量を過去5年間の推移で見ると、栽培用種子は毎年ほぼ同じ量で推移し、栽培用苗類は平成24年には前年よりわずかに増加したものの全体としては減少傾向にあり、球根類は例年の半分以下に激減しました。

しかし検査件数としては、栽培用苗、球根類、及び栽培用種子とも過去5年間ほぼ横ばいであり、輸出貨物の小荷口化がうかがえます。

検査件数が多い輸出先国は、栽培用苗ではベトナム、中国、オランダ、香港、台湾の順で、この5か国・地域で全体の52％を占めています。例年、オランダは上位5位には入りませんが、平成24年にオランダで国際園芸博覧会（フロリアード2012）が開催され、日本各地から多くの栽培用苗類が出展目的で輸出されたため、検査件数が3番目に多い国となりました。球根類では英国、米国、オランダの順で、この 3か国で全体の52％を占めています。また、栽培用種子では輸出先国・地域が101か国・地域となっており、このうち、米国、中国、チリ、韓国、香港の5か国・地域が全体の39％を占めています。

●切花類（輸出先11か国・地域）

検査数量は、マツ科、バラ科、ミズキ科など約14万本で、年々減少する傾向にあります。検査件数は過去5年間の推移をみても、大幅な増減はありませんので、小荷口化していると言えます。

検査件数が多い輸出先国・地域は、韓国、中国、台湾、オランダ、ドイツの順でこの5か国で全体の90％を占めています。

●青果物（輸出先26か国・地域）

検査数量は、りんご、かんきつ類、なし、かき、ぶどうなど生果実約1.1万ｔ、長いも、しめじ、かぼちゃ、にんじん、さつまいもなど野菜約0.5万ｔで、過去5年間の推移をみると、生果実、野菜とも減少する傾向にあります。

検査件数は過去5年間の推移をみると、生果実、野菜とも大幅な増減はありません。検査件数の多い輸出先国・地域は、生果実では、台湾、タイ、ロシアの順で、この3か国で全体の97％を占めています。野菜では台湾、タイ、グァム、インドネシア、米国の順で、この5か国・地域で全体の93％を占めています。

●穀類・豆類、その他植物（乾物）（輸出先61か国・地域）

検査数量は、穀類・豆類約20.9万t、嗜好香辛料約0.6万t、肥飼料類約2.8万tで、過去5年間の推移をみると、穀類・豆類、嗜好香辛料及び肥飼料類とも年により増減幅があり、一定の傾向は見られません。

検査件数が多い輸出先国・地域は、中国、ベトナム、台湾、香港、インドネシアの順で、この5か国・地域で全体の72％を占めています。

●木材（輸出先12か国・地域）

検査数量は、約17万㎥で、過去5年間の推移をみると増加傾向にあります。

輸出検査件数が多い輸出先は、中国、インドネシア、台湾の順でこの3か国で全体の91％を占めています。

輸出検疫は輸出先（国・地域）の要求に応じた検査を実施しています。輸出先国・地域や植物の種類によっては、日本における検査が長期にわたる場合がありますので、植物を輸出される際は、お早めに植物防疫所へご連絡いただければ幸いです。

輸入検査で発見される検疫有害動植物
―*Frankliniella panamensis*―

平成23年3月に輸入植物検疫制度の見直しに伴う関係規則が改正され、植物検疫措置の対象となる病害虫がリスト化されました。このリストは平成25年1月25日に見直しが行われ、新たに複数の病害虫がリストに追加されています。

今回は、アザミウマ科の*Frankliniella panamensis*を紹介します。

分　布

コロンビア、コスタリカ、エクアドル、パナマに分布しており、日本での発生は確認されておりません。

寄主植物・輸入検疫での発見状況

さまざまな植物の花から発見記録があります。輸入検疫ではコロンビア及びエクアドル産カーネーション切り花から多く発見されています。

形　態

メス成虫は体長1.4～1.7㎜でよく発達した翅（はね）を持ちます。

体色は淡色から暗色まで変異が大きく、腹部は他の部位より濃色になります。(図1)

オス成虫はメスとほぼ同様の特徴を持っているものの、やや小型で淡色です。

この種はミカンキイロアザミウマ（*Frankliniella occidentalis*）とよく似ていますが、腹部第8節背板後縁のくし歯状突起が長いなどの特徴で識別が可能です。(図2) これら2種をはじめアザミウマ類を正確に識別するために、プレパラート標本を作製して高倍率の顕微鏡で体のさまざまな部位を観察しています。

被害・生態

アザミウマの多くの種は植物の組織内に毎日数個の卵を産み付け、ふ化した幼虫はすぐに加害をはじめます。この種のような訪花性アザミウマは、つぼみがほころび始めると内部に潜り込み、花の変色・変形の原因となったり、正常に開花しないなどの被害を与えます。

また、植物の表面を浅く広く加害するため表面が白くなるシルバリングを生じさせ、農産物の商品価値を著しく低下させます。

なお、アザミウマはウイルス病などを媒介することが知られていますが、この種については詳細な情報が得られていません。

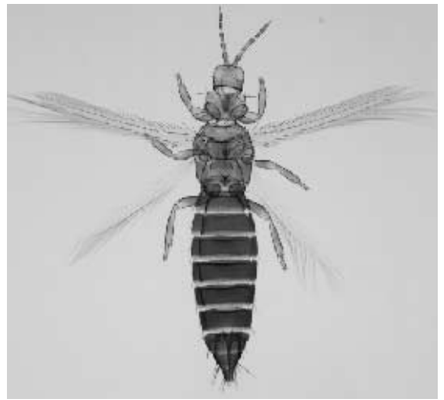

図1. 全体図

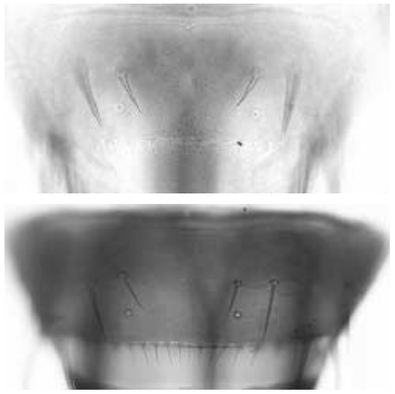

図2. 腹部第8背板くし歯状突起

「子ども霞が関見学デー」での植物検疫の広報活動

「子ども霞が関見学デー」は、子どもたちが夏休みに社会を広く知る体験活動の機会とするために、農林水産省をはじめとした省庁が連携して、小学生とその親を対象とした業務説明などを実施しているイベントです。

8月7日、8日に農林水産省でも開催され、植物検疫関係のブースには昨年を大きく上回る1,165名の来場がありました。会場では、実体顕微鏡での昆虫標本の観察や植物検疫クイズ（世界地図に輸入禁止植物と禁止対象害虫のシールを組み合わせる貼り絵）などの催しを中心に、パネル展示やパンフレット（マンガ版）配布を行い、保護者の方へは旅行の際に植物を持ち込む場合の注意点をお知らせしました。

来場者からは、「（昆虫標本を指して）これは本物の虫なの？」、「顕微鏡で見ると、普段見えない細かいところが見えておもしろい」や「沖縄から持って来られないものがあるなんて知らなかった」といった質問・感想が寄せられました。

これからも来場者の方々に興味をいだいていただける楽しい展示を心がけ、効果的に分かりやすく植物検疫の役割をお知らせしていきます。

（横浜植物防疫所）

夏休み親子体験セミナーを開催

平成25年8月8日、夏休み親子体験セミナー「覗いてみよう！植物検疫の世界」を開催しました。これは、東海農政局が夏休みの特別イベントとして、「親子が体験を通して知る・考える」をテーマに農林水産行政への理解を深めていただくために企画したものです。このセミナーには、応募者の中から選ばれた小学生とその親10組23名の参加があり、名古屋植物防疫所からは4名の職員を派遣しました。

まず、植物防疫所の業務を紹介したビデオを視聴していただいた後、「もし果物の大害虫のミバエ類が愛知県に侵入したら県内で生産される農作物はどうなるのか」をクイズ形式で皆さんで考えていただきました。続いて、小豆に寄生したアズキゾウムシの雄雌成虫を顕微鏡で観察したり標本作製を体験していただきました。参加した親子の方々からは、顕微鏡の扱い方や昆虫標本の作り方に関する質問が飛び交い、予定時間を過ぎても熱心に実習に取り組んでいただき、植物検疫についてご理解を深めていただいた様子でした。

当所としては、このセミナーは植物検疫制度を知っていただく良い機会であることから、植物防疫所としては今後とも工夫を重ねながら続けていきたいと考えています。

（名古屋植物防疫所）

パキスタン産条件付きマンゴウ（チョウサ種）生果実の初輸入　ー関西空港ー

パキスタン産マンゴウ生果実

平成25年7月24日、関西空港にパキスタン産チョウサ種のマンゴウ生果実（94箱）が初輸入されました。

マンゴウの主な生産地域である東南アジアや南アジアなどでは、日本が侵入を警戒している果実類の大害虫のミカンコミバエ種群及びウリミバエが発生しています。このため、これらの地域の生果実は輸入が禁止されています。

しかし、輸出国での消毒などの農林水産大臣が定める基準を満たした生果実は輸入が解禁されており、今ではフィリピン・タイ・台湾などから条件付きで輸入されています。

パキスタン産マンゴウについても平成23年1月31日付けで植物防疫法関係規則が改正され、消毒の実施などの一定の条件を満たすことで輸入ができるようになりました。

このたびの輸入にあたっては、まず輸出国において適正に消毒が実施されたことを書類で確認した後、各こん包（箱）が規則で定められた条件を満たしていることを確認しました。その後、輸入検査を行い消毒・廃棄などの措置が必要な検疫有害動植物の付着がなかったことから合格としました。

輸入されたチョウサ種のマンゴウは輸入時は果皮が黄みどり色でしたが、食べ頃になると黄色になり、果肉はオレンジ色になるとのことです。　（神戸植物防疫所　関西空港）

国際植物防疫条約における植物検疫処理に関する技術パネルの開催

討議の様子

平成25年7月8日から12日の5日間、福岡市内において国際植物防疫条約（IPPC）における植物検疫処理に関する技術パネル（TPPT）が開催されました。

TPPTは、第6回植物検疫措置に関する暫定委員会（2004年3月）で設立が承認され、植物検疫処理に関する検討を行う常設の技術パネルで、通算8回目の開催となります。日本での開催は東京（2009）、京都（2010）、名古屋（2012）に次いで4回目となります。今回のパネルでは、IPPC事務局を始めアメリカ、アルゼンチン、インドネシア、オーストラリア、韓国、中国、ニュージーランドのTPPTメンバー11名が出席して、①木材こん包材の消毒処理方法、②ミバエ類に対する生果実の蒸熱処理、③チチュウカイミバエに対するかんきつ類生果実の低温処理、④害虫に対する放射線照射処理、などについて議論が行われました。

門司植物防疫所では、農林水産省植物防疫課の指揮の下、近隣の支所・出張所と連携して会場運営の支援や検疫現場視察の案内などの支援や検疫現場視察の案内を行いました。今回のパネル開催を通じて、IPPCの活動に貢献するとともに、植物検疫処理に関する国際基準案の議論を直接把握見聞きすることができたことは大変有意義なことでした。

（門司植物防疫所）